



▲町民スキー場でのスキー教室（1月8日）

No.148

平成27年1月28日発行
北海道天塩町議会

てしお

議会だより

一般
質問

第4回定例会……2
4人町政を問う……3

第4回天塩町議会定例会

平成26年12月定例会は、12月11日に召集され、会期を12日までの2日間と決め、4氏7件の一般質問のあと26年度補正予算、条例改正、意見書などの議案について審議を行い、会期を1日残して閉会しました

一般会計補正予算

8492万円増額 **総額** 48億4423万円

主な補正内容（歳出のみ）

【増額補正】

- ・社会保障・税番号制度システム整備事業
- ・天塩町ふるさと応援基金積立金
- ・天塩町歳末応援事業
- ・福祉灯油支給事業
- ・後期高齢者療養給付対策事業
- ・乳幼児等医療費助成事業
- ・未熟児療育医療給付事業
- ・火葬場火葬炉改修事業
- ・病院事業特別会計繰出金
- ・多面的機能支払交付金交付事業
- ・スクールバス運行経費
- ・天塩小学校改築経費

主な議案内容

【報告】

- ・平成25年度天塩町教育委員会点検・評価の件

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年行われる点検・評価の結果報告。

【同意】

- ・天塩町教育委員会委員の任命
岩澤貴之氏（山手裏2）を任命することに同意。

【その他】

- ・工事請負契約の変更の件
天塩小学校校舎等解体工事で発生するガレキなどを町の安定型産業廃棄物最終処分場で処分するにあたり、費用・量が当初の設計予定より増加することなどから契約金額を変更。

- ・和解及び損害賠償の額の決定の件
26年9月に発生した交通事故（トラックに追突）で破損したトラックの修理費用の全額を天塩町が負担すること示談が整ったため、和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるもの。

- ・留萌地域電算共同化推進協議会設置の件
留萌地域の行政事務の電算共同化に関する事務の管理・執行を目的に、管内7町村で構成される法定協議会を設置。

子育て

横山敦議員

保育料の無償化や軽減を

町長

負担が少なくなるよう検討したい



横山敦 議員

料の無償化や軽減についての考えは。

【町長】

現在、天塩保育所の保育料は、国が定めている保育料の約95%で、国が示している第2子は半額で、第3子以降は無料となります。平成27年4月から国が子ども・子育て支援法を運用することに伴い、町は新制度に対応するため、新たに保育料等を定めなければなりません。また決まっています。

保育料の無償化の財政負担額は、入所児全員を無償化した場合、保育料は約2700万円の減額。

さらに43名の増加が想定され、保育士数は9人の増員と施設の増築等が必要。

第2子以降の場合、約690万円の減額。さらに9名の増加が想定され、保育士数は4人の増員と施設の増築等が必要。保育料の無償化、軽減策につきましては、新制度の保育料策定と併せて検討したい。

【横山】

答弁のありました第2子の半額、第3子の無料も重複児童児に對しての軽減措置であり、年の離れた兄弟で同時に入所していない場合には適用にならない状況。町独自の支援策にて、軽減相当額を天塩町内で利用できる商品券で支給するなどの支援策の整備が必要と考えます。検討の方向性として、従来どおり国が定めるものに基づいて決定していくのか、それとも町

独自の支援策を講じるのか再度伺います。

【町長】

町独自の支援を、子育てをしやすい環境づくりの視点に立って、できる限り無償化に近づけていく努力をしたい。商品券の活用も大切なことだと思いますので、親の負担が少なくなるよう全力を上げて検討を進めたい。

【横山】

少子化対策、子育て支援策、若年女性の減少問題、若者の定住対策は、総合的かつ長期的な対策が必要であり、天塩町オリジナルの支援策を早期に確立をさせるべき。子供達はこれからの町を担う財産です。人への投資がこの町の命運を握ります。国や道ができない部分を町が独自の策にて支援をしていく意気込みが必要です。

【横山】
少子化対策・子育て支援は、まさに天塩の将来にかかわる課題であり、現在町が取り組むべき最重要課題であると考えます。
次の時代を担う子供たちを産み育てている人たちの経済的負担感を取り除くために、施策の充実が急務と考えますが、保育料の無償化や軽減策の考え方、また、それに対する財政負担を合わせ、保育

和牛振興会について

町長

事務所の早期移転を目指します



草刈幸男 議員

【草刈】 和牛の生産者組織の立ち上げについて、高く評価しているが、事務所を役場農林水産課に置くことになった経緯は。

【町長】 会員10名中6名が農協の組合員ではなく、農協に事務所を置くことが難しく、その他に依頼できる組織がなかったことや、他の例で

は当初は市町村に事務所を置き、組織の業務・運営が軌道に乗った段階で農協等に移しているところが多いことから、町に事務所を置いたところですが、いずれは和牛振興会が主体性をもって取り組んでいくことが望ましく、その段階が来たときには事務所を移していきたい。

【草刈】 ①和牛振興会は利益を追求する組織。独立は急がれるべきで、町がそれを支援するというのが行政のやり方では。事務所を町に置く期間は決めているのか。期限がなければ誰も事務所を受けず、全責任

を行政が負うことになりかねないのでは。
②和牛を導入する資金の借入れなど、事業を展開するにあたり、債務保証は誰が行うのか。

【農業振興担当課長】

①他の例では、10年近くかかっている実態があります。昨年度の素牛の市場成績を見ますと、雌雄ともに全道平均より低く、生産者自らが高く売れる牛を作っていないという動きがやっと生まれてきた段階であり、当面は、勉強会や研修会が取組みの中心となります。和牛振興会が町に対して様々な要望を出してくるようになった段階では、事務所を移さなければならぬと考えています。
②あくまでも生産者と考えています。

【町長】

肉牛の振興を行っている産地は道内で50力所程度と聞いていますが、非常に息の長い話です。和牛振興会は利益を追求する団体なので、事務所ができるだけ早く移っていける体制づくりを進めていきたい。



▲酪農業と並ぶ基幹産業への成長が望まれる

ふれあい観光牧場について

町長

運営見直しを検討します



渡辺修勝 議員

【渡辺】
①ふれあい観光牧場の整備により、川口遺跡風景林、厳島神社・公園の観光資源を有機的に結び付ける計画とあったが、その目的は果たされているのか。また、動物介在療法を目指すとしているが、どのような効果が現れているのか。
②事業の今後についての考え方は。

【町長】
①乗馬をツールとした魅力アップや観光振興の拡大については、一定の成果につながっていると考えていますが、動物介在療法（乗馬セラピー）や厳島神社と連携した観光振興の成果にはつながっていません。
②観光牧場のスタート時には乗馬に熱心な医師がいましたが、現在はその医師もおらず、地域おこし協力隊を中心に限られたマンパワーや運営費、地域住民の協力をいただきながら運営しています。目的の見直しを含め、規模にふさわしい運営をしていく必要があると考えています。観光協会と

も協議し、今後のあり方を検討したいと思います。

【渡辺】

①観光協会の自主的な運営で進めてきたことだが、実質的には事務局である企画商工課の運営では。観光事業は、ほぼ役場主導で、観光協会等が主導になっていない。イベントに熱くなれる人材を育てなければ観光事業は成功しないのでは。
②見直しの内容、規模、時期は。

【企画商工課長】

①役場の方で進めています。観光協会とも相談はしています。

【町長】

②柔軟な考え方で運営方法を検討したいと思います。

【渡辺】

大動物の飼育管理は楽ではない。職員が出向いて管理をしてい

るが、他に業務がたくさんあるのでは。農家への飼育管理の委託など、運営管理に一考を要しないのか。

【町長】

観光協会や馬を飼育している関係者とも協議し、あり方の検証をして、より理解される形のものにしていく努力をしなければと考えています。また、周辺との連携については、深く考えて十分に組みんでいけるようにしていきたい。



▲乗馬が楽しめる観光牧場

遠藤功議員

火葬場の改築整備は

町長

来年度から取り組んでまいりたい



遠藤功 議員

立制度をつくり事業推進を図る考
えは。

【町長】

①本町の施設は供用開始から47年
が経過しており、事務レベルでの
協議を進めるべく資料などの整理
や先進地の情報収集を行っている
ところです。

②近隣の状況や議会・住民の意向
等も踏まえながら、慎重に組み
みたい。

③現段階では補助金に該当する財
源がないことから、基金創設は必
要と判断しています。

【遠藤】

①前回の答弁では、過疎法改正に
より火葬場の整備が対象とされた
ことから、広域関係町と協議をす
るとのことだったが、その後の経
過は。

②広域による整備が再度困難と
なった場合、単独で事業化する考
えは。

③火葬場改築を目的とした基金積

【遠藤】

先日、総務文教常任委員会とし
て、先進地である十勝管内音更町
の火葬場を視察したが、同町の場
合、住民の合意形成などを行いな
がら基本構想から完成までに約5
年かかっている。次のステップに
進むためには、町長の任期中に計
画の頭出しをしておく必要がある
のでは。整備計画の立案を指示す

るのか。

【町長】

先進地の話は参考になります。
総合振興計画が後期に入ってお
り、重要なものはその中に含めて
きているので、27年度から取り組
みをしていくようにしたい。基金
のあり方についても協議を進めた
い。

平成 13 年 天塩・遠別・幌延・中川の西天北4町の衛生
主管課長会議において必要性を検討。

平成 14 年 西天北4町首長会議において、
・雄信内周辺に総工費4億円規模
・平成16年稼働
・運営は西天北5町衛生施設組合
との広域火葬場計画を確認。

平成 15 年 中川町が「火葬場までの距離」「経済的負
担」を理由に離脱。残る3町で検討の結果
「予定地の再検討の必要性」「広域整備するた
めのメリットが確認されない」との理由から
計画が白紙となる。

※平成25年の過疎法改正により、26年度からの
火葬場整備に際し、起債対象経費の9割の借入が可能
となり、その元利償還金の7割が地方交付税で措置さ
れることとなる。

町立病院の施設改善を

町長 早急に対応したい

【遠藤】

唯一の医療機関である町立病院は平成7年に現在地に移転し、現在に至っているが、入院患者の状況にも大きな変化が見られ、介護・介助を必要とする割合が増加し、病棟施設の改善が必要と思われる。

①車椅子利用患者の専用トイレの確保の改善策は。

②病室の壁が剥がれていることで、入院環境の不良や暖房効果の低下がみられ、インフラ整備が必要となっているが、今後、どのような整備計画を立てるのか。

【町長】

①朝の時間帯など、順番待ちで患者に不便をかけている状態です。26年11月現在で、1日平均入院患者数が前年比9・5人増の状態であり、入院環境の改善は必要と考えていました。トイレ改修については、職員を対象とした院内会議で意見があがり、洗面台等の改修も含めて概算額の算定を北海道建設技術センターに依頼しております。設計概要が示されれば病院運営委員会で意見を伺い、また年次計画での改修について財政サイドと協議をしています。

②壁紙の剥離は雨漏りが原因と推測しております。指摘のあった病室では窓枠コーキングの施工後、雨漏りは見受けられないため、壁紙を張り替えて早急に修繕し、経過を見守りたいと考えております。

また、暖房効果の低下については、暖房器は正常に機能しており、点火のタイミングや温度調節の不備が原因と推測しますが、寒さに関する温度調整の要望があれば速やかに対応しております。

今後は施設や設備など、耐用年数の経過とともに老朽化の伴うものも数多くありますので、年次計画を立て環境整備を図っていきます。

【遠藤】

現状のトイレでは車椅子で利用するには大変不便と聞く。入院患

者が増えている中で、車椅子利用患者のトイレについては1日も早い改善が求められていると考えるが、町長はどのような指示をするつもりか。

【町長】

早急に検討し、最善を尽くして対応していきたい。



▲移転から20年が経過する町立病院

一般質問への答弁の検討課題は

町長 慎重に取り組みたい

【遠藤】
これまでの一般質問に検討すると答弁したものについて、検討の結果を伺う。

- ①多岐にわたるボランティアに対するポイント制度確立に向けた取り組み状況と具体化の時期は。
- ②審議会等の統廃合、見直しによる条例改正等の提案時期は。
- ③電気料金再値上げに対する住民生活への支援策の検討結果は。
- ④人口問題について町長が対策本部長になるとのことだったが現在の取り組み状況は。

【町長】

- ①現在は関係機関等と「見守り声

かけネットワーク」活動など既存の活動をより充実・拡大し、天塩町にマッチした取り組みを探るべく情報収集、研究・検討を進めていきます。

②課長会議等で検討を進めていますが、見直し案ができれば行政改革推進委員会へ諮問し、議会と協議をさせていただき、その後該当する審議会等を開催して、承諾を得てから議会への条例改正案提出という手順になると考えており、慎重な審議のため今しばらく時間を貸していただきたい。

③一般家庭における対策としては、照明器具のLED化の普及促進と考えています。国・道の補助

制度には該当しないものが多いため、本町独自の政策を制度化する必要があると考えており、来年度から事業促進に取り組んでまいりたい。

④町長を代表とする対策本部の立ち上げの意向に変更はございません。人口問題は地方創生と合わせて検討するべきと判断し「地方創生への取り組み」（9ページ）の質問で答弁させていただきたい。

【遠藤】

- ①ボランティアに対するポイント制度の質問はこれが3回目だが、本当に研究・検討する考えか。
- ②審議会等の見直しは、本年度中に整理して議会に提案する段取りとの考えか。
- ③電気料金再値上げに対する支援策を政策として具体化するの27年度と考えていいのか。

【福祉課長】

①現在、全国から情報を集めており、どれが有効か探っている状態です。

【企画商工課長】

②任期中には、提案の手前までの部分について経過報告はさせていただきます。

【町長】

③まとまったものになれば27年度から取り組みますが、バランスも考えながら、慎重に取り組んでまいります。



▲啓徳中の除雪ボランティア

地方創生への取り組みは

町長 人口減対策と合わせて取り組みたい

【遠藤】

人口減少問題の解決の切り札として、国は地方創生関連法案を通して、国は地方創生関連法案を通して住民参加での地方再生を求めている。

①国は「地方版総合戦略」の作成を努力義務とし、人口減少の歯止め策を具体的に示すよう求めているが、町の姿勢はどの段階にあるのか。

②「日本版シテイマネージャー派遣制度」の活用を率先して要望していく考えは。

③地方消費税の引上げ延期に伴う歳入財源不足の対策は。

【町長】

①新たに組織を立ち上げていく必要があると考えており、この組織の中で人口減対策と地域創生について合わせて取り組みたい。

②28年度からの派遣を希望することとしたいと考えています。

③8%への引上げに伴う町の影響額は、約4千万円の歳出増となっていますが、公共サービスにおいて住民に相当の負担をいただいていることから、26年度には増税分を使用料等の歳入に転嫁せず、

10%引上げ時に5%分の負担を願う判断をしたところです。地方消

費税交付金は26年度6300万円、10%引上げ時には8200万円と推計されますが、地方交付税については、25年度に比べて1億円減額となったところです。収支のバランスを重視した予算編成の下、住民サービスの維持、向上に務めてまいりたい。

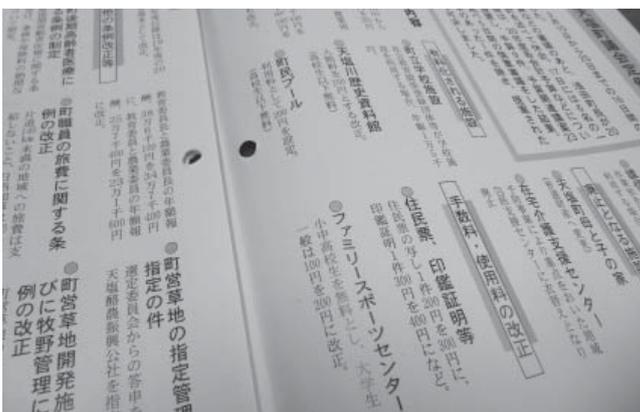
【遠藤】

過去には使用料等の改正をしたところ利用状況が悪くなったものもある。改正は机上計算で転嫁するのではなく、総合的検証をしてから行うべきでは。

【総務課長】

10%引上げ時の転嫁の際には議会にも相談しようと考えています。転嫁の方法については過去の経験を活かした形で良いものになりたい。

※日本版シテイマネージャー派遣制度とは・・・
地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、首長の補佐役として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する制度。



▲移転から20年が経過する町立病院（議会だより第121号より）



○天塩町社会福祉協議会職員の不祥事故報告について

天塩町より特別養護老人ホーム 恵愛荘等の町社会福祉施設の指定管理委託をしている天塩町社会福祉協議会（以下、社協）の職員による入所者利用料の着服という不祥事について報告をさせていただきます。

平成24年12月13日、四半期の社協法人監査におきまして、特養利用者の未収金内訳が問題となり、調査の結果、平成23年1月分から平成24年2月分まで14ヶ月間の毎月において、利用者から納入された利用料の一部が収入処理されず、社協職員により着服されていることが判明しました。被害にあった利用者及び被害金額は、特養入所者など合計17名、214万629円と判明しました。この職員は着服を認め、被害

金額は平成25年3月と4月に分けて全額が返済されました。全額が返済されたことにより、社協は警察への被害届は出さないことになりました。

社協ではこの不祥事の経過を踏まえ、社協法人4役会議や社協理事会に諮って平成25年5月31日付けで懲戒処分を決定し、不法行為の当事者である職員は論旨免職、同年5月24日付け退職願があり、退職金は支払わないこととし、管理監督責任を問われて、現事務局長と現施設長は減給10分の1、3ヶ月間の懲戒処分としました。

平成26年9月2日付けで社協からこの不祥事の留萌振興局監査の結果報告があり、再発防止策の徹底と町民の信頼回復の誓いの報告がありました。その最終報告を踏まえ、9月3日付けで天塩町から社協へ施設及び事業等の適正な運営確保と安全な事務処理を期す旨、徹底させたところです。今後このような不祥事の再発防止にあたり、法人の運営方法及び会計処理について、実行性のある内部検査体制の確立や適切な管理監督など施設内の管理、執行体制の点検などの徹底を図るべく、強く指導してまいります。

【「手話言語法」制定を求める意見書】

○提出者 横山議員

賛成者 菊地、渡辺議員
(要旨)

手話は、ろう者にとって大切なコミュニケーションの手段として守られてきたが、社会では手話の使用で差別されてきた長い歴史があった。国連の障害者権利条約には「手話は言語」と明記されている。同条約の批准に向けて成立した改正障害者基本法は「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、国・地方公共団体に情報保障施策を義務づけており、手話に関する環境整備に向けた法整備の実現が必要と考える。よって、次の事項を講ずるよう強く求める。

手話が音声言語と対等であることを国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、手話を言語として普及、研究できる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

次の定例会は
3月の予定です。

議
会
を
傍
聴
に
み
ま
せ
ん
か!

編集・発行 【議会広報特別委員会】

●委員長 川端 英嗣 ○副委員長 横山 敦